

申告所得税、消費税の申告書のお預かりについて

令和2年分の申告所得税、消費税の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで、延長することとなりましたが、**当会での申告書のお預かりは、当初の申告期限である申告所得税3月15日（月）、消費税3月31日（水）までとさせていただきます。**

それ以降の申告書のお預かりはいたしかねますので、ご自身で税務署へ提出していただきますようお願いいたします。なお、税務署への申告書提出は、郵送また電子申告での提出も可能です。